

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の一部改正について

1. 「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」の一部改正について

民間事業者等への協力要請について

①背景

- ・本条例は子どもの相談救済機関を設置するために、日本で初めて制定された条例である。
- ・その後、全国で子どもの相談救済機関は57に増加(令和7年6月時点)。そのうち、32の機関で民間事業者等に対して、オンブズパーソン等の協力要請に対する努力義務規定が、7の機関で義務規定が設けられている。
- ・子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中(※)、市の機関だけが対応すれば十分であるという状況ではなく、子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要性がこれまで以上に大きくなっている。

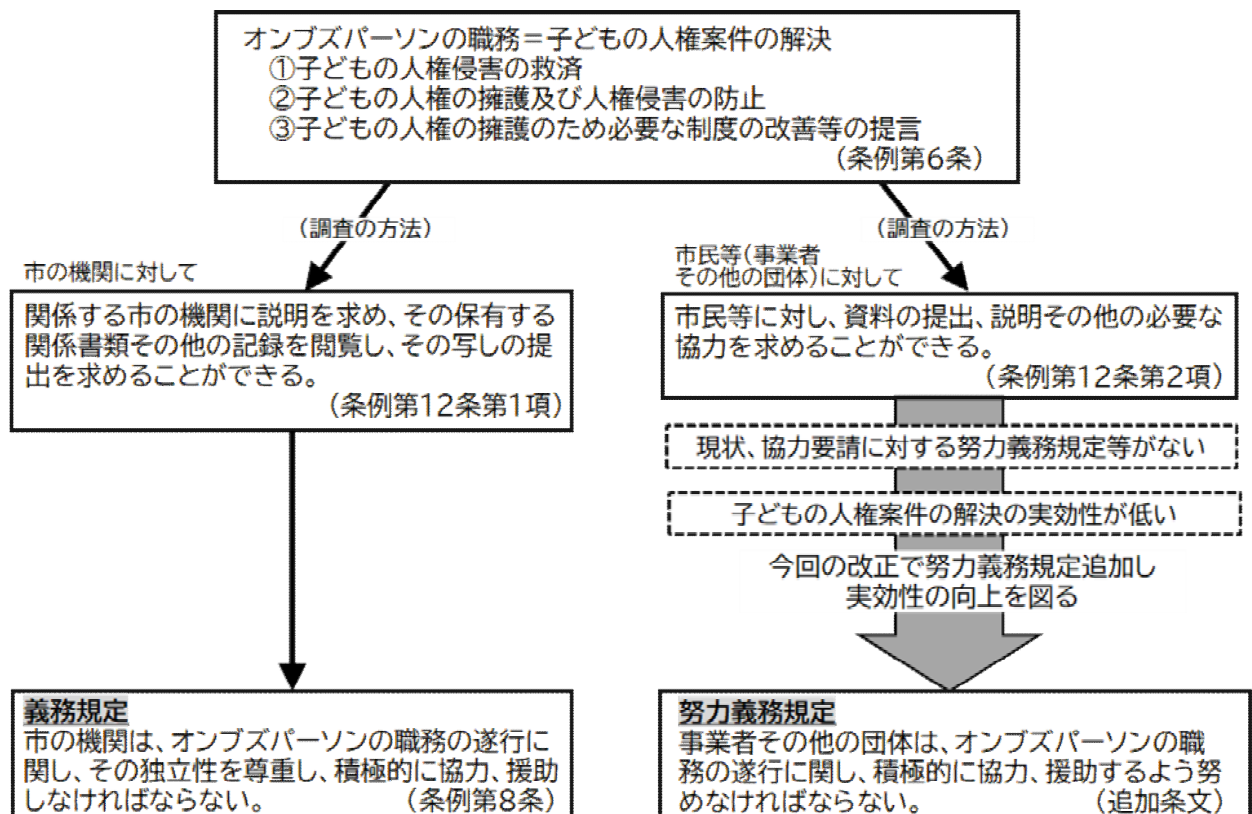
※参考 民間就学前教育・保育施設数(認可外除く)は条例制定当時(平成10年)から令和8年にかけて8施設から36施設に増加
条例制定当時にはなかった民間児童発達支援事業所は30事業所に、民間放課後等デイサービス事業所は42事業所に増加(令和8年4月時点)

②課題

- ・本条例第8条に「市の機関の責務」として、市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的に協力、援助しなければならない旨の規定はある。(義務規定)
- ・また、本条例第12条第2項に、オンブズパーソンは市民等に対し、必要な協力を求めることができる旨の規定はある。(協力要請)
- ・しかし、民間事業者等を主体として、オンブズパーソンの協力要請に対する努力義務を定めた規定はないため、市の機関以外の民間事業者等の協力を得られない場合がある。

③対応

- ・本条例においても、協力要請に対する努力義務の条文を追加することで、協力要請がより実効性の高いものとなり、当該課題に対処しやすくなる。



2. 「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」一部改正(案)について

第8条の次に以下の1条を追加します。

(事業者その他の団体の責務)

第8条の2 事業者その他の団体は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的に協力、援助するよう努めなければならない。

3. 条例改正に係るスケジュール(案)について

(1) 条例改正まで

議員協議会	令和8年5月15日(パブリックコメント前の説明)
パブリックコメント	令和8年5月19日～令和8年6月18日
議員協議会	令和8年7月中旬(パブリックコメントに対する市の考え方の説明)
市議会	令和8年9月定例会(議案上程)

(2) 条例改正後

周知活動: 広報誌、ホームページ、SNS等で周知
子どもに関わる事業者や団体に周知